

奄美群島国立公園 指定動物 規制強化

島内
パトロール
強化中!!

奄美大島

徳之島



アマミマルバネクワガタ

Neolucanus protogenetivus
protogenetivus



マルダイコクコガネ

名義タイプ亜種：*Copris brachypterus brachypterus*
徳之島亜種：*Copris brachypterus toguchii*

奄美群島国立公園の指定動物が指定されました。(令和2年2月28日)今回指定された3種(1種・2亜種)は市町村条例で奄美大島・徳之島全域において捕獲に規制がかけられています。指定動物の指定によって国立公園内における捕獲等についてさらに規制が強化されました。指定動物に関する法律に違反すると6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

【注意点】●アマミマルバネクワガタ及びマルダイコクコガネは奄美大島5市町村及び徳之島3町の条例によって国立公園の区域に関わらず、離島を含む奄美大島及び徳之島において捕獲が禁止されています。●指定動物捕獲等に関する審査は個別に行われますが、許可されるのは学術研究その他公益上必要である場合などに限られています。●撮影のため一時的に捕獲を伴う場合は「動物の捕獲」に該当し、許可を要する行為となります。●国立公園の特別保護地区では、指定動物等に関わらず全ての動物の捕獲等(捕獲・殺傷、卵の採取・損傷)が自然公園法により禁止されています。

環境省奄美群島
国立公園管理事務所
☎0997-55-8620
徳之島管理官事務所
☎0997-85-2919



環境省
指定動物に
ついて



環境省
密猟対策に
ついて

希少種の違法採集防止！！ 島内パトロール強化中！！

国立公園の決まりと、希少種の保護についてお知らせとお願い

奄美群島の素晴らしい自然と文化が評価され、その素晴らしさを守り続けていくために、平成29年3月7日に奄美群島国立公園が指定されました。国立公園には、自然を守るための決まりがあります。

また、奄美群島に生息する希少な動植物を守るために、法律や条例で捕まえることなどが禁止されている種があります。外で虫取りなどをされる際には、ご注意をお願いいたします。現在、希少種の違法な採集行為が相次いでおり、島内パトロールを強化しています。



パトロールの様子

捕獲・採取の禁止

特別保護地区内での動植物の捕獲・採取等は禁止されています。このエリアでは、**トラップ設置の有無や動植物の種類に関係なくすべての動植物の捕獲採取、卵の採取、落葉落枝の採取**には事前に許可申請が必要です。



オットンガエル



トラップ設置の禁止

特別地域内での、**トラップなどを設置した昆虫採集は、事前に許可申請が必要です。**



ナゴラン



アマミハナサキガエル



オカヤドカリ



捕獲・採取の許可申請について

国立公園区域の内外に関わらず、以下の法律と条例で指定されている希少種や天然記念物を捕獲・採取等するには、**事前に許可申請が必要です。**

- ・種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）
- ・文化財保護法
- ・鹿児島県文化財保護条例
- ・鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例
- ・奄美大島5市町村希少野生動植物の保護に関する条例
- ・徳之島3町希少野生動植物の保護に関する条例



アマミエビネ



イボイモリ



アマミミヤマクワガタ

規制されている動植物の種類を、下記のQRコードにアクセスして調べてみましょう。

- ① 法律や鹿児島県の条例で捕獲・採取が禁止されている動植物
- ② 奄美大島5市町村の条例で捕獲・採取が禁止されている動植物
- ③ 徳之島3町の条例で捕獲・採取が禁止されている動植物



①鹿児島県



②奄美大島5市町村



③徳之島3町

■お問い合わせ

奄美野生生物保護センター ☎0997-55-8620 徳之島管理官事務所 ☎0997-85-2919